

○庄原市保育所通所バス運行事業実施要綱

平成17年3月31日告示第18号

庄原市保育所通所バス運行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の所有するバスを利用して3歳以上の児童(以下「児童」という。)を保育所へ送迎し、保護者の負担軽減と安全な通所を確保するため、当該バス運行事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「バス」とは、市が責任をもって児童を送迎する車両をいう。

(事業の委託)

第3条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる法人に、事業を委託する。

(自賠償及び任意保険)

第4条 市長は、事業の実施に当たり自動車損害賠償保険並びに任意の対人、対物、搭乗者及び車両保険に加入しなければならない。

(利用の手続等)

第5条 事業を利用しようとする保護者は、あらかじめバス利用申込書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 事業を利用する保護者(以下「保護者」という。)は、市長が指定する日時、場所で待機し、児童を引継がなければならない。

3 保護者は、前項に定める引継ぎができないとき又はバスを利用しないときは、あらかじめ該当保育所に連絡し、その指示に従うものとする。

(事業の実施)

第6条 第3条の規定により事業の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、事業を実施するものとする。

(1) 市長が指定する日時、場所及び経路に従いバスを運行すること。

(2) 該当保育所の開所日に運行すること。

(3) 児童の安全を期すため、添乗員を同乗させること。

(4) 添乗員は、児童の乗降及び車内の安全について細心の注意を払うこと。

(5) 事業の実施に当たっては、安全、円滑な運行を心がけること。

(6) 災害、降雪等による運行の中止、又は指定された運行経路を変更する必要があるときは、

速やかに該当保育所に連絡するとともに保護者にその旨の情報を伝達すること。

(7) 事故等の不測の事態が生じたときは、法令等に定められた処置をとるとともに、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(8) 児童が降車したときは、該当保育所の職員又は保護者に引き継ぐこと。引き継ぐべき保護者がいないときは、速やかに該当保育所に報告し、その指示に従うこと。

(9) 運行前後においては、バスの整備点検を行うこと。

(10) 運行日誌（様式第2号）に運行の記録を記入すること。

(11) その他市長の指示に従うこと。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の高野町通園バス運行規程（平成15年高野町告示第13号）若しくは高野町通園バス運行要綱（平成15年高野町告示第14号）又は庄原市のこの告示に相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式（省略）